

## 社会福祉士国家試験

### 受験申込書記載事項変更届の様式と記入方法

- 第34回社会福祉士国家試験『受験の手引』の抜粋です。
- 『受験の手引』の指定様式が不足した場合などにお役立てください。
- 社会福祉士国家試験の受験申し込みをし、申し込み後に住所等に変更があった方が提出する書類になります。受験申込書記載事項変更届のみを社会福祉振興・試験センターに提出しても、**社会福祉士国家試験の受験申し込みをしたことにはなりません**のでご注意ください。

(受験申し込み手続き方法については、ホームページで確認してください)



## 【受験申込書記載事項変更届を提出する際の注意事項】

- ① この「受験申込書記載事項変更届」は受験申し込み後から、氏名等が変更になった場合に使用してください。
- ② 受験申し込み後から、この「受験申込書記載事項変更届」により氏名等の変更を届け出る場合は、戸籍抄本（戸籍の個人事項証明書等）の同封は必要ありません。
- ③ 提出の際は、封筒に「変更届在中」と記入して簡易書留で送付してください。
- ④ 精神保健福祉士国家試験を同時に受験する場合は、「精神保健福祉士国家試験受験申込書記載事項変更届」のみを提出してください（「社会福祉士国家試験受験申込書記載事項変更届」は提出する必要はありません）。
- ⑤ 社会福祉士国家試験・精神保健福祉士国家試験と併せて、介護福祉士国家試験を受験する場合は、「介護福祉士国家試験受験の手引」内の「受験申込書記載事項変更届」も提出してください。
- ⑥ 提出された変更届により受験票等の氏名、住所等が変更されるのは、それぞれ次の日までに到着したのものです。  
なお、受験票の氏名等が変更前のままでも試験当日は既に交付された受験票を持参し、解答用紙には変更後の氏名を記入してください。

受験票：令和3年11月19日(金)着

結果通知：令和4年2月17日(木)着

- ⑦ 住所変更の際には、郵便局にも「転居届」を出してください。  
「転居届」は郵便局にあります。